

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2年 3月 日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称 株式会社 ^{イナバセツビ}稲葉設備
 住所 〒630-8442 奈良市北永井町419番地
^{フリガナ}代表者氏名 代表取締役 ^{イバ}稲葉 ^{ヨシノブ}陽介
 電話番号 0742-64-6018
 FAX番号 0742-64-2910
 メールアドレス inaba-k@violin.ocn.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 2年 3月 日

申請者 氏名又は名称

株式会社 イナバセツヒ 稲葉設備

住 所

奈良市北永井町419番地

代表者氏名

代表取締役 稲葉 陽介 印

電話番号 0742-64-6018



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けた
いので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 <small>イナバ</small> 稲葉 <small>ヨウスケ</small> 陽介	
取 締 役 <small>イナバ</small> 稲葉 <small>ミツエ</small> 三津恵	
事 業 の 範 囲	給排水衛生設備、上下水道工事、土木工事、冷暖房・給湯設備
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株 式 会 社 稲 葉 設 備
上 記 事 業 所 の 所 在 地	郵便番号 630-8442 住所 奈良市北永井町419番地 電話番号 0742-64-6018 F AX番号 0742-64-2910 メールアドレス inaba-k@violin.ocn.nr.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
ヒラ タ ジュンヤ 平 田 純 也 オクムラ タイチ 奥 村 太 一 コガシ タ カ 東 千 賀 オオタ グロ ア カ リ 太 田 黒 緋 里	第 3 9 0 1 1 号 第 2 6 7 2 7 3 号 第 2 6 2 2 7 0 号 第 2 9 6 1 9 2 号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 2年 3月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ パイプカッター	固定式鋸弦 RB-80-CV (13～150mm用)	2	
	塩ビカッター	VC40	3	
	〃	VC20	3	
	ロータリバンドソー	CB18F	2	
	電子セーバーソー	CR12V	2	
	管の加工用の 機械器具	パイプベンダー	1/2～11/2インチ	2
やすり		300平型判丸型	3	
パイプねじ切り器		レッキス工業	1	
面取器（クリーマー）			2	
窄孔機		φ13～φ50mm径	2	コア挿入器含む
管の接合用の 機械器具	トーチランプ	ボンベ式	1	
	パイプレンチ	13mm～100mm	3	
	スパナ		3	
	電気ヒーター パイプ断水器	P-50 13～50mm	1	
水圧テスト ポンプ	手動式テストポンプ	キョーワ T50KP	1	
		キョーワ T-508	1	
工所用機械 他	コンクリート切断機	ミカサ MCD-L12	1	
	プレートコンパクター	XTA 13.14	1	
	転圧機	ミカサ MT-72FWA	1	
	ダンプトラック	日野 小型ダンプ	1	
	油圧式小型ショベル	コベルコ SK17SR-3	1	
	配管車	サクシート、ハイゼット	2	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 2 年 3 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 稲葉設備
住 所 奈良市北永井町419番地
代表者氏名 代表取締役 稲葉 陽介



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

現在事項全部証明書

奈良市北永井町419番地
株式会社稲葉設備

会社法人等番号	1500-01-000197	
商号	株式会社稲葉設備	
本店	奈良市南紀寺町四丁目114番地の1	
	奈良市北永井町419番地	平成17年12月28日移転 ----- 平成17年12月28日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和63年6月1日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 給排水衛生設備工事の設計、施工及び管理。 2. ガス管配管工事の設計、施工及び管理。 3. 冷暖房、給湯設備工事の設計、施工及び管理。 4. 空気調和設備工事の設計、施工及び管理。 5. 土木工事の設計、施工及び管理。 6. 上下水道工事業。 7. 上下水道工事の設計、施工及び管理。 8. 消防設備工事業。 9. 舗装工事業。 10. 飲食店の経営。 11. 理容室、美容室、ネイルサロン、エステティックサロンの経営。 12. 上記各号に附帯関連する一切の業務。 <p style="text-align: right;">平成28年 2月21日変更 平成28年 2月24日登記</p>	
発行可能株式総数	400株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 300株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
資本金の額	金2000万円	

奈良市北永井町419番地
株式会社稲葉設備

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。 平成22年 5月31日変更 平成22年 6月10日登記	
役員に関する事項	取締役 稲葉陽介	平成23年 4月 1日就任 ----- 平成23年 4月 6日登記
	取締役 稲葉三津恵	平成24年 5月 1日就任 ----- 平成24年 5月11日登記
	奈良市東九条町202番地の12 代表取締役 稲葉陽介	平成24年 5月 1日就任 ----- 平成24年 5月11日登記
		平成26年 2月18日住所 移転 ----- 平成26年 8月 1日登記
		平成29年12月 9日住所 移転 ----- 平成29年12月12日登記
		平成29年12月12日登記



これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 2年 1月20日

奈良地方法務局
登記官

菊池寛之



定 款



株式会社稲葉設備

平成28年2月21日変更

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社稲葉設備と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 給排水衛生設備工事の設計、施工及び管理。
2. ガス管配管工事の設計、施工及び管理。
3. 冷暖房、給湯設備工事の設計、施工及び管理。
4. 空気調和設備工事の設計、施工及び管理。
5. 土木工事の設計、施工及び管理。
6. 上下水道工事業。
7. 上下水道工事の設計、施工及び管理。
8. 消防設備工事業。
9. 舗装工事業。
10. 飲食店の経営。
11. 理容室、美容室、ネイルサロン、エステティックサロンの経営。
12. 上記各号に附帯関連する一切の業務上記各号に附帯関連する一切の業務。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を奈良市北永井町419番地に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、400株とする。

(株券の発行)

第 6 条 当社の株式については、株券を発行する。

(株券の不所持の申し出)

第 7 条 株券の所持を希望しない株主は、当会社所定の書式による申出書に株券を添えて、当会社に申し出るものとする。ただし、新たに発行される株式につき株券の所持を希望しない旨を申し出る場合には、株券の添付を要しない。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。

2 前項の承認機関は、株主総会とする。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第 9 条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第 10 条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 11 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第 12 条 株券の分割、併合、毀損又は汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に請求者が署名又は記名押印し、これにその株券を添えて提出しなければならない。

2 株券の喪失により株券の再発行を請求するには、株券喪失登録の申請を行い、当該株券が無効となった日以降に、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印して提出しなければならない。

(手 数 料)

第13条 前3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基 準 日)

第14条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、当該基準日後に、株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。
- 3 前項の場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届け出)

第15条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(募集株式の発行)

第16条 募集株式の発行に必要な事項の決定は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によってする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によって、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。
- 3 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役の過半数の決定により定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第17条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(議決)

第18条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

3 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。但し、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合には、会日の2週間前までに発するものとする。

(招集手続の省略)

第18条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

(招 集 地)

第19条 当会社の株主総会は、本店の所在地又はその隣接地に招集する。

(議 長)

第20条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決 議)

第21条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第22条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

- 2 前項の場合には、株主総会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面を当会社の本店に備え置くものとする。

(議決権の代理行使)

第23条 株主又はその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

- 2 株主は、前項の代理権を2名以上の者に行使させてはならない。

(株主総会議事録)

第24条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第25条 当会社の取締役は5名以内とする。

(取締役の選任)

第26条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 当会社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第27条 取締役の任期は、選任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第28条 当会社に取締役2名以上いるときは代表取締役を1名置き、取締役の互選によって定める。

- 2 代表取締役は社長とする。
- 3 必要に応じて、取締役の過半数の決定をもって、取締役の中から専務取締役及び常務取締役を選定することができる。
- 4 取締役1名のときは、当該取締役を社長とする。

(業務執行)

第29条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。
尚、社長は株主総会の決議により業務執行役員にその権限を委任する事ができる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第37条 第5章 業務執行役員

(業務執行役員およびその権限)

第31条 当会社の業務執行役員は3名以内とし、株主総会において選任する。

2 業務執行役員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 株主総会の決議によって委任を受けた当会社の業務の執行の決定
- (2) 当会社の業務の執行

(業務執行役員の任期)

第32条 業務執行役員の任期は、選任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員で選任された業務執行役員の任期は、前任の業務執行役員又は他の業務執行役員の任期の満了すべき時までとする。

(代表業務執行役員および役付業務執行役員)

第33条 執行役が2名以上ある時は当会社は、株主総会の決議により、業務執行役員の中から代表業務執行役員を選定する。

2 当会社は、株主総会の決議により、専務執行役員、常務執行役員、その他の役付執行役各若干名を選定することができる。

(業務執行役員に関する事項)

第34条 業務執行役員に関する事項は、この定款のほか、株主総会において定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第35条 当社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第36条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。

(剰余金の配当の除斥期間)

第37条 剰余金の配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

平成28年2月21日

この定款の写しは、原本に相違ありません。

株式会社稲葉設備

令和2年3月13日

代表取締役 稲 葉 陽 介



第三九〇一一号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

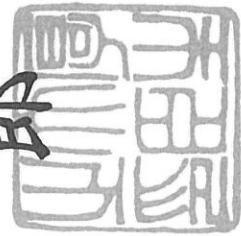
氏名 平田 純也

昭和三十四年十二月十一日生

水道法(昭和二十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十年六月二十三日

厚生大臣 小泉純一郎



第二六七二七三号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

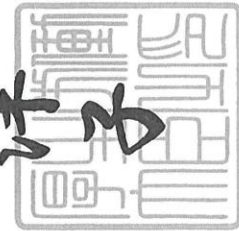
氏名 奥村 太一

昭和五十六年七月二十四日生

水道法(昭和五十年法律第七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成二十四年三月二十九日

厚生労働大臣 小宮山 洋子



第二六二二七〇号

給水装置主任技術者免状

本籍 熊本県

氏名 東 千賀

昭和二十七年十月六日生

水道法昭和二十一年法律第百七十七号の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成二十三年二月二十四日

厚生労働大臣 細川 律夫



第二九六一九二号

給水装置事主任技術者免状

本籍 奈良県

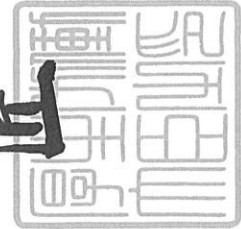
氏名 太田黒 緋 里

平成七年九月二十五日生

水道法昭和五十年法律第百七十七号の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

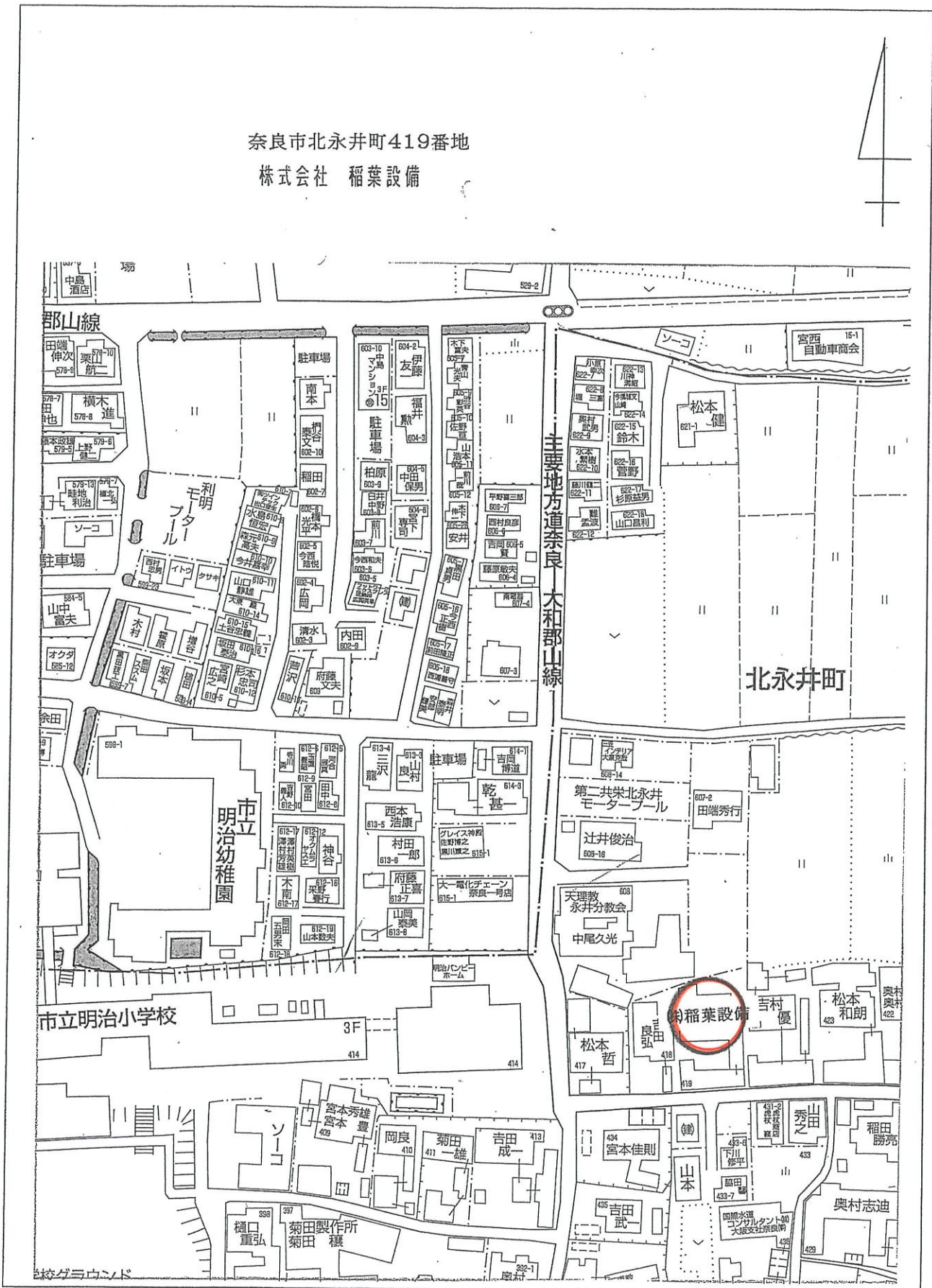
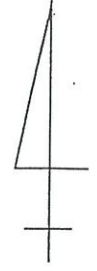
平成三十一年一月二十三日

厚生労働大臣 根本 匠

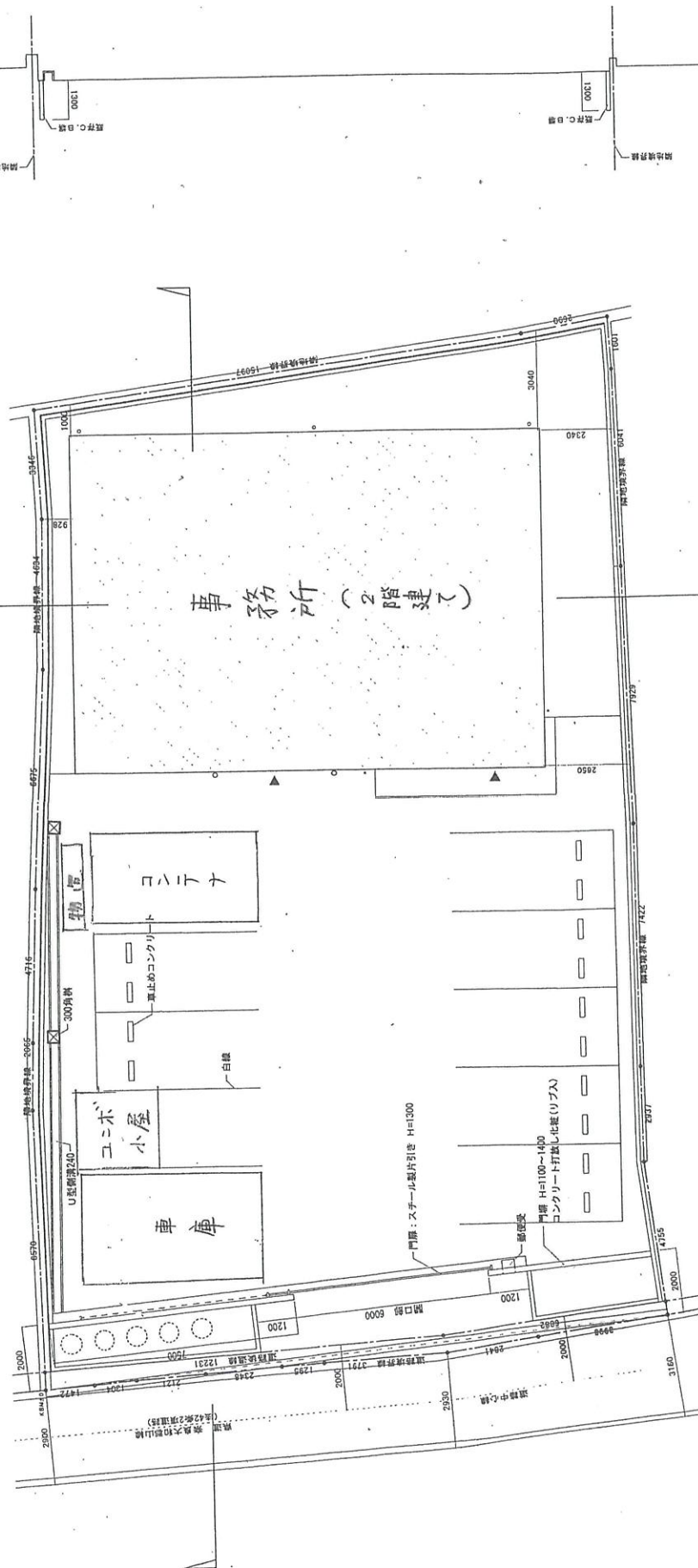


店舗及び倉庫の付近見取図

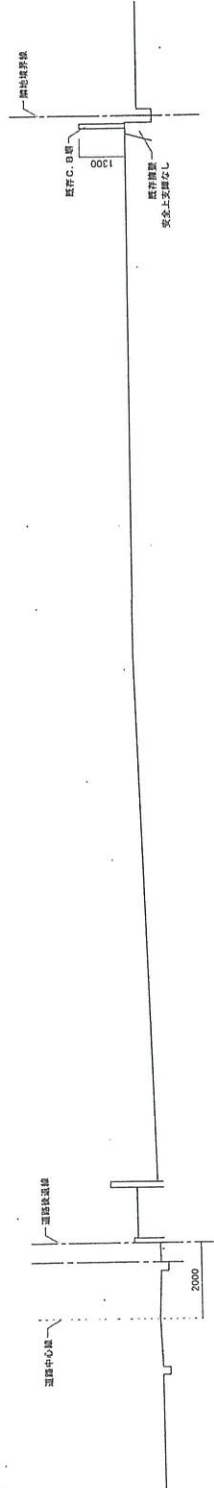
奈良市北永井町419番地
株式会社 稲葉設備





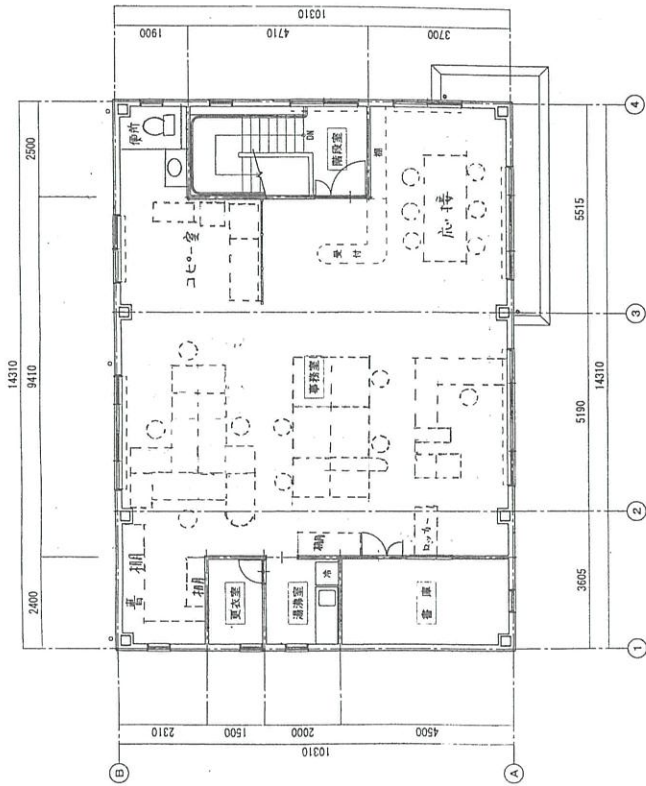
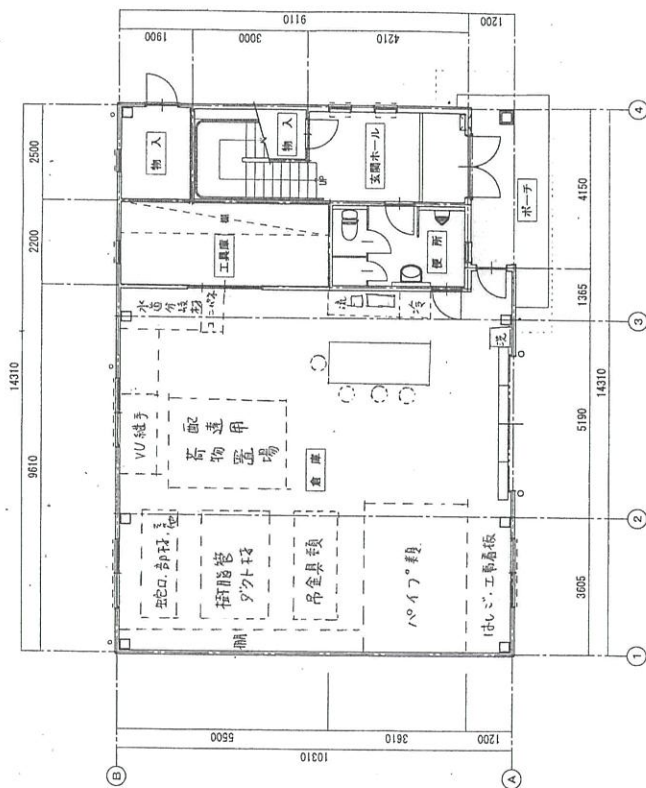


配置図 S=1/100

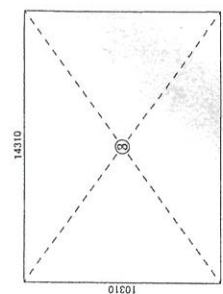
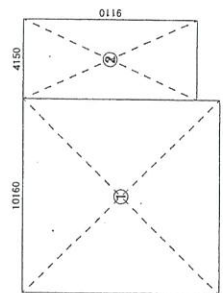


設計番号	工号名称	設計年月日	設計者
一	備前県設備 事務所新築工事	H	高橋辰雄
図面番号	図面名称	縮尺	訂正
A-3	配置図	S=1/100	

高橋建築設計事務所
 一級建築士事務所 奈良県知事登録 第 2003(Y)204号
 一級建築士登録 第 66139号



面積求積図 S=1/200

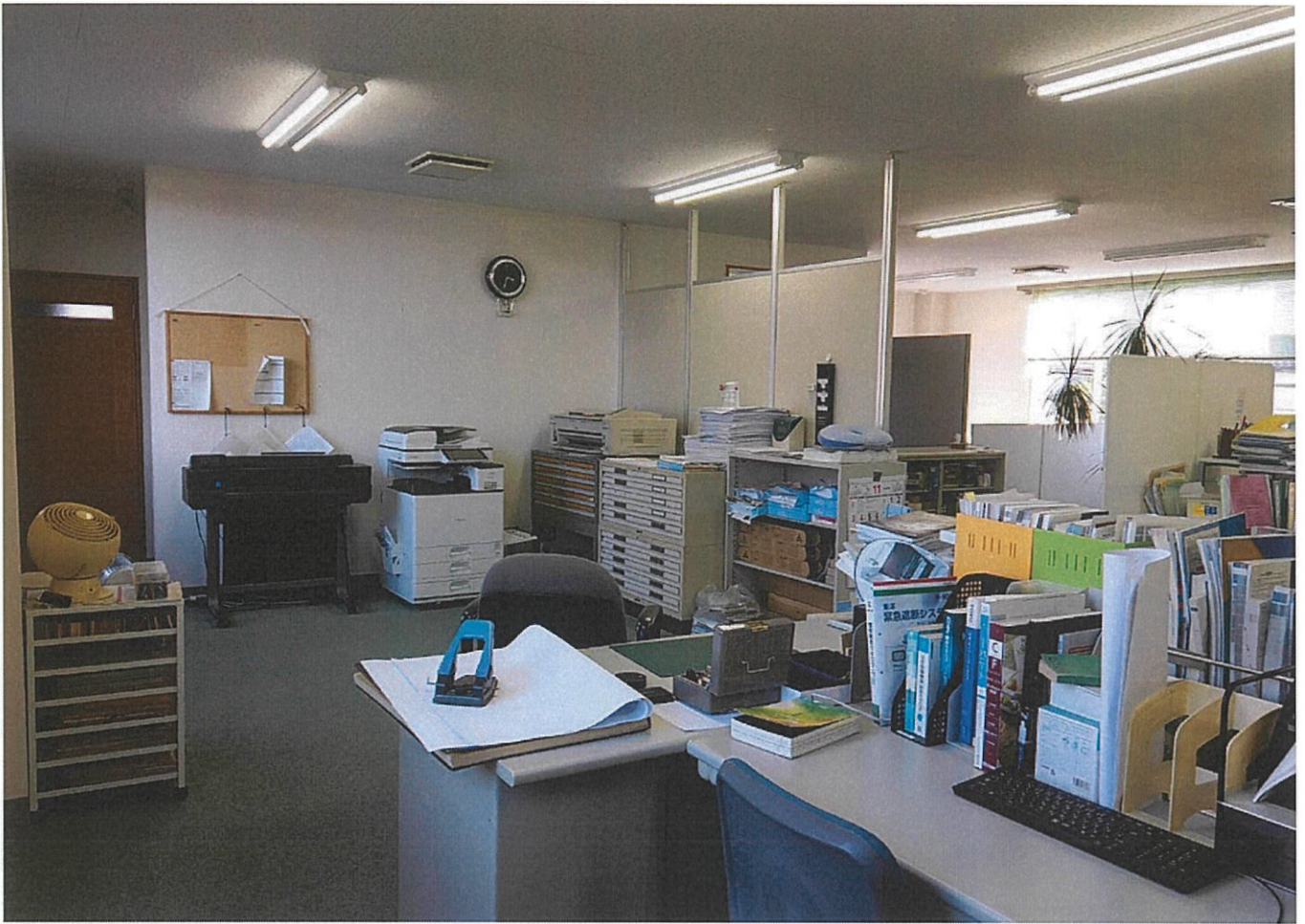


建築面積
 ④ 14.31 × 10.31 = 147.5391
 = 147.54 m²
 1階床面積
 ① 10.16 × 10.31 = 104.7496
 ② 4.15 × 9.11 = 37.8065
 計 = 142.5561
 = 142.56 m²
 2階床面積
 ③ 14.31 × 10.31 = 147.5391
 = 147.54 m²

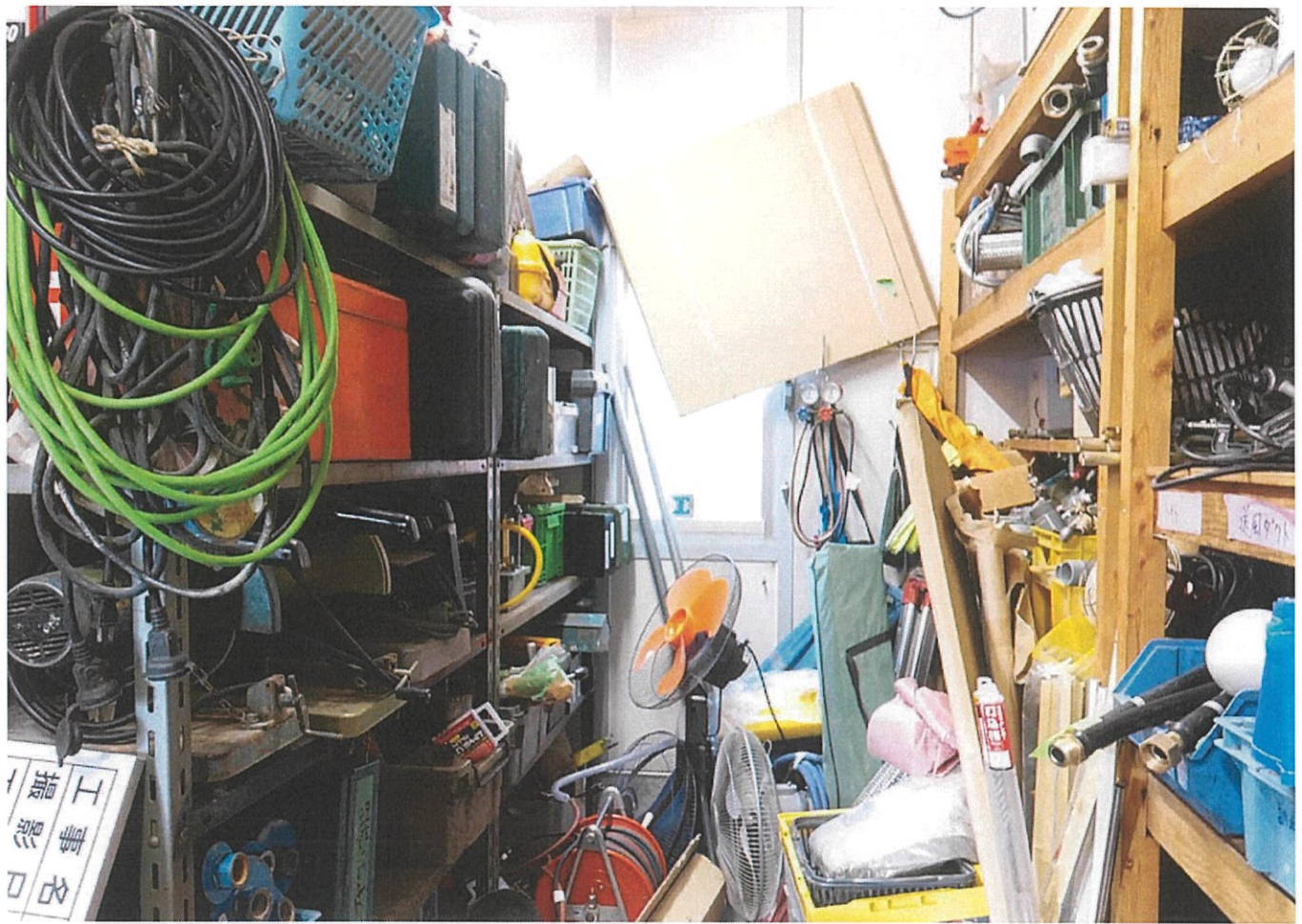
訂正	設計年月日 H	工事名称	設計番号
		備産業設備 事務所新築工事	一
		即座名称	図面番号
		平面図・面積求積図	A-4
		高橋建築設計事務所 一般建設士事務所 奈良県知事登録 第 2003(イ)204号 一般建設士登録 第 66139号 高橋辰雄	縮尺 S=1/100 S=1/200













指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2年 3月 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 稲葉設備 

住所 〒630-8442 奈良市北永井町419番地

代表者氏名 代表取締役 稲葉 陽介 

電話番号 0742-64-6018

FAX番号 0742-64-2910

メールアドレス inaba-k@violin.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 2年 3月 日

届出者

氏名又は名称 株式会社 稲葉設備

〒630-8442

住 所 奈良市北永井町 419 番地

代表者氏名 代表取締役 稲葉 陽介印



選任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の

解任

をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 稲葉設備	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
平 田 純 也	第39011号	
奥 村 太 一	第267273号	
東 千 賀	第262270号	
太 田 黒 緋 里	第296192号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第三九〇一一号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

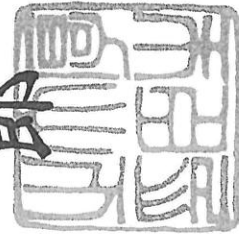
氏名 平田 純也

昭和三十四年十二月十一日生

水道法(昭和三十一年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十年六月二十三日

厚生大臣 小泉純一郎



第二六七二七三号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

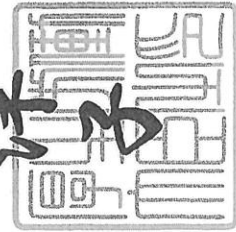
氏名 奥村 太一

昭和五十六年七月二十四日生

水道法(昭和五十二年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成二十四年三月二十九日

厚生労働大臣 小宮山 洋子



第二六二二七〇号

給水装置主任技術者免状

本籍 熊本県

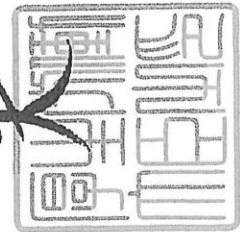
氏名 東 千賀

昭和二十七年十月六日生

水道法(昭和二十一年法律第百七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成二十三年二月二十四日

厚生労働大臣 細川 律夫



第二九六一九二号

給水装置工事技術者免状

本籍 奈良県

氏名 太田黒 緋 里

平成七年九月二十五日生

水道法昭和三十一年法律第百七十七号の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成三十一年一月二十三日

厚生労働大臣 根本 匠

